

伊達市特定不妊治療費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成16年9月7日付け子ども第1197号。以下「道実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

(助成の対象者)

第3条 助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす夫婦とする。

- (1) 道実施要綱に基づく北海道特定不妊治療費助成の決定を受けたこと。
- (2) 夫婦のいずれか又は両者が本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 夫婦ともに市税及び国民健康保険税等を滞納していないこと。
- (4) 他の市区町村において、同一の特定不妊治療に要した経費の助成を受けていない又は受ける見込みがないこと。

(助成の対象治療)

第4条 助成対象となる治療は、道実施要綱に基づく北海道特定不妊治療費助成決定を受けた特定不妊治療とする。

(助成の対象経費)

第5条 助成の対象経費は、助成対象となる治療に要した保険外診療の自己負担額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）から道実施要綱に基づく助成事業（以下「道助成事業」という。）により助成を受けた金額及び特定不妊治療に要する費用に対しなされた他の給付の額を控除した額とする。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、前条に定める助成の対象経費の10分の10の額とする。ただし、特定不妊治療1回につき、5万円を限度とする。

2 市長は、助成金の交付を受けようとする対象者（以下「交付希望対象者」という。）に対して予算の範囲内において、前項の助成金の額を交付することができる。

(助成金の交付申請等)

第7条 交付希望対象者は、道助成事業の助成決定の指令を受けた日の翌日から起算して60日以内に、伊達市特定不妊治療費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に助成金の交付申請をするものとする。

- (1) 道助成事業の助成決定に係る指令文の写し
- (2) 道助成事業を申請する際に添付した特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(助成金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、伊達市特定不妊治療費助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものと

する。

(助成金の交付請求)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた申請者が助成金の交付を受けようとするときは、伊達市特定不妊治療費助成金請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(支給原簿)

第10条 市長は、伊達市特定不妊治療費助成金支給原簿(様式第4号)を備え、助成金の受給者及びその支給状況を明らかにするものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金を返還させるものとする。

(調査等への協力)

第12条 この告示に基づき助成金の交付を受けた者は、当該助成金の執行等に関し、市長が必要な調査等を行うときはこれに協力するものとする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。